

被保険者各位

2017年 1月 19日
富士通健康保険組合

個人番号の収集について（ご通知）

健康保険組合で取得が義務づけられている個人番号の収集は、一般被保険者（被扶養者含む）は事業所経由で、また任意継続・特例退職被保険者（被扶養者含む）は住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）経由で行ないます。ただし、住基ネットで取得できなかった方については、健保より別途ご連絡し個別に必要な書類をご提出いただくこととなりますのでご協力よろしくお願いいたします。

以 上

適用給付グループ
電話：044-738-3010